

地域福祉計画パブリックコメントにおいて提出された意見の要旨と区の考え

| 意見番号 | 分類 | 意見の要旨 | 区の考え |
|------|--------------------|---|---|
| 1 | 第1章 計画の基本的な考え方 | 「生活課題のコーディネート」とあるが、「生活課題解決に向けたコーディネート」ではないか。また、このほか社会参加や地域における役割のマッチングなどの役割も大きいのではないか。 | ご指摘をふまえ、修正を行いました。(P5) |
| 2 | 第2章 地域福祉を取り巻く状況 | 「大田区福祉人材育成・交流センター」について、研修機関という印象を受けているが、介護福祉職を守ることによって福祉人材の確保・育成・定着が実現すると考えると、ケアマネジャーなどをカスタマーハラスメントなどから守るような、介護福祉職支援機関としての役割も期待したい。 | 人材定着や確保を推進していくためには、福祉従事者の方々が安心して働き続けていくことができる環境を整備していくことが重要であると考えております。大田区福祉人材育成・交流センターでは、支援の質の向上に向けた人材育成研修に加えて、福祉事業所内の人材定着を支援するため、ハラスメントやクレーム対応、メンタルヘルスケア等に関するセミナーを実施しております。引き続き、福祉事業者の皆様とともに、福祉従事者にとって働きやすい地域となるよう検討してまいります。 |
| 3 | 第2章 地域福祉を取り巻く状況 | 今後、人生100年時代における介護予防の見地からみた高齢者の役割づくりを念頭に、身体・認識能力に合わせた就労支援として、最低賃金の考え方とは違った観点からの有償の活動が求められると考える。ワークシェアなど、これまでの働き方から発想を変えることで、不足する人材を補う施策を行う必要がある。 | 役割のある社会参加や就労の促進は、高齢者にとって生きがいや介護予防の向上につながるものと考えられます。高齢者の就労形態や社会参加に係る支援について、関係団体や地域団体、事業者等との連携のもと、そのあり方等について検討、調整を行ってまいります。 |
| 4 | 第2章 地域福祉を取り巻く状況 | 孤立の状況のグラフ(掲載しているものの右側のグラフ)が、実は子育て世代のものであるということがわかりづらい。 | ご指摘をふまえ、子育て世帯について説明を追記しました。(P18) |
| 5 | 第2章 地域福祉を取り巻く状況 | 法律に関連する記載について、いわゆる認知症基本法の施行日の決定、こども大綱の閣議決定など、素案公表後の動向も踏まえ、修正すべき点がないか内容の更なる精査を行う必要がある。 | ・素案公表以降の関連法案等の施行や決定等、国の動きについては注視し、精査した上で反映等の対応を行います。(P13) |
| 6 | 第3章 取組みの内容 | 民間企業／商店に想定されている「役割・できること」では、地域福祉に参画しているとは言えないと感じる。 | ご指摘をふまえ、「役割・できること」について、より具体的な内容に修正しました。(P63) |
| 7 | 第3章 取組みの内容 | 区民の自主性がないと成立しない計画であるように思われる。 | 地域福祉の推進は、行政が責任をもって果たすべき役割を行った上で、地域住民などの様々な地域の主体の参画があって実現できるものであることから、本計画ではその意図を分かりやすく伝えるための内容としています。 |
| 8 | 第3章 取組みの内容 | 意思疎通支援事業の対象者として、失語症者を加えてほしい。 | 失語症などの言語障がいのある方は、相手の言葉を正確に理解することや、言いたいことを適切な言葉にすることが困難なため、コミュニケーションへの支援は必要であると考えております。区は、障がい特性に応じた意思疎通支援の取組を行うとともに、区職員向け「障がいのある人に対する情報保障のためのガイドライン」を作成し、障がい特性を理解した配慮が行えるよう、毎年、全庁職員を対象とする研修を行っています。失語症等の方の意思疎通支援につきましては、障がい施策推進プラン、ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針等、関連計画との連携を図るとともに、国や東京都の動きについても注視してまいります。 |
| 9 | 第3章 取組みの内容 | 民生委員児童委員や保護司など、国の施策による人材が介護福祉職専門職や区民活動団体とネットワークを組むことは、社会資源として重層的支援体制の構築につながり、地域を包括的にケアするチームとして機能する。現時点ではそのような積極的なつながり、ネットワークは組まれていない。 | ・令和5年度から本格実施した重層的支援体制整備事業において、複合的な課題に応じて、必要な支援機関が連携してチームで支援する体制づくりに取り組んでいます。支援においては、行政サービスのみならず、地域の身近な支援ともつながりながら、その方が地域で孤立しないように支えていけるよう、地域ネットワークづくりを進めます。そうした支援実績を地域に紹介しながら、担い手不足となっている民生委員児童委員や保護司への理解を高めて、地域の様々な団体と連携して確保に努めます。・保護司は犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを助け、地域の犯罪の予防を図るため活動するボランティアであり、重層的支援体制の構築にとって重要であると考えます。高齢化や担い手不足に対しては、更生保護活動の広報活動を推進し、保護司の適任者確保に向け、保護司会と協力していきます。 |
| 10 | 第3章 取組みの内容 | 地域包括支援センターに外国人区民からの相談が増えているため、地域包括支援センターへ多言語通訳タブレットを常備し、Minto Otaなどとのつながりを強化していくことも多文化共生の一助になると考える。 | 地域包括支援センターの運営受託事業者に対しニーズを聞き取り、必要性を確認してまいります。貴重なご意見ありがとうございました。 |

地域福祉計画パブリックコメントにおいて提出された意見の要旨と区の考え

| 意見番号 | 分類 | 意見の要旨 | 区の考え |
|------|---------------|---|--|
| 11 | 第3章 取組みの内容 | ネットワークづくりへの支援だけではなく、福祉の現場から挙がってきた個別課題に対する検討結果・対応結果を、個人情報に配慮しながら福祉の現場へフィードバックしたり、情報を発信したりすることが、次の課題解決につながっていくと考える。介護福祉職として、そのようなフィードバックがあることが望ましい。 | 福祉の現場から上がってきた個別課題が、重層的支援会議等によって形成された支援チーム間で情報を共有できるしくみを検討しているところです。 |
| 12 | 第3章 取組みの内容 | 地域づくり支援に関する話し合いの場を設けた事例がp.57のコラムに示されているが、話し合ったことが具体的な形になり地域に広がるようにすることは、地域づくりにとって急務であると考え。社会福祉協議会のみならず町会・自治会、区民活動団体、NPOも巻き込んでこの話し合いの場を展開するよう、お願いしたい。 | 多様な主体の参画が地域福祉の推進には不可欠と考えており、このような地域での話し合いの場の展開は重要と考えます。引き続き、他の地域にも展開していけるよう進めてまいります。 |
| 13 | 第3章 取組みの内容 | 地域包括支援センターは、重層的支援体制の構築には大事な一角としてそのあり方を強化する方向で見直す必要があると考える。区の地域の出先機関として、多言語への対応、住宅相談などこれまでにない多岐にわたる課題を含め、地域の様々な課題に直面・対応しているが、人員や予算不足であると感じられ、現在担っている機能だけでも果たしきれないのではないかと考える。 また民間の介護支援事業所においても、多世代にわたる家族の問題などの相談を他機関につなげるなどの働きをしており、相談機関の一部として機能している。今後の地域課題解消に向け、こういった対応事例を活用できる道筋を考えてほしい。 | 近年の複雑・複合化する高齢者をとりまく課題については、行政のみならず、関係機関や区民、地域団体、事業者等と連携した取組が不可欠となります。 高齢者の総合相談窓口の機能を有する地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核機関としての位置づけもあります。 地域包括支援センターを核としながら、多様な主体の参加によるネットワーク形成にあたって、引き続き検討、調整を図ってまいります。 |
| 14 | 第3章 取組みの内容 | 高齢者分野でも住まいに対する相談が増えている。住宅確保要配慮者は今後も増えることが想定されるため、地域包括支援センターへの住まいに関わる相談対応職種の配置をご検討いただきたい。 | 地域包括支援センターの運営受託事業者に対しニーズを聞き取り、必要性を確認してまいります。 貴重なご意見ありがとうございます。 |
| 15 | 第3章 取組みの内容 | 「福祉避難所」に関して、具体的にどういった場所で、誰が利用でき、どういった支援が提供できるのかなどの詳細な情報が明示されていない。このような状況では、ケアマネジャーに個別避難計画書の作成を依頼されても、安心・安全な実行力のある個別避難計画書が作成出来ない。 | 福祉避難所としての活用場所は、利用可能なスペースや受入可能人数等を勘案して、施設と調整して施設ごとに決めています。 福祉避難所への避難者について、風水害時は、水害リスクの高い地域に居住する方かつ要介護度や世帯状況などから支援の優先度が高い方について、個別避難計画の作成を進める中で、収容力を鑑み福祉避難所であれば避難が困難な方のみ福祉避難所を避難先として指定する準備を進めています。 一方、震災時は、福祉避難所の避難者は予め決めていません。自宅での避難生活が困難な方は、まず学校避難所へ避難します。その後、福祉避難所の受入れ準備が整い次第、学校避難所で避難生活を送ることが困難な方は付添人とともに福祉避難所へ移ることになります。 今後も、関係者の皆様にご理解いただけるよう、引き続き情報提供に努めて参ります。 |
| 16 | 第3章 取組みの内容 | 福祉避難所が今後どのように運営されていくのか、将来的な理想に向けて介護福祉職、利用者・家族も含めて話し合い、具体的に災害時の避難生活が思い描けるようにし、実践的な訓練を行っていただきたい。 | 施設の提供、施設管理等は施設側が行いますが、要配慮者への支援は、要配慮者の付添人が行うことが原則となります。 区は個別避難計画の作成を通じて、付添人がいない方など真に公助による支援を必要とする状況について把握し、解決策を検討してまいります。 今後も関係者と連携しながら、より実践的な避難訓練を実施し、個別避難計画の実効性を高めていきたいと考えております。 |
| 17 | 第3章 取組みの内容 | 基本目標1の施策3に掲げる「誰もが優しくなる社会の醸成」のためには、世代や文化、性別の違いなどを越えたつながりが形成できる場をつくる必要があると考える。地域の社会資源をしっかりと生かして、つながりを形成できる場を多く設けていただきたい。 「地域とつくる支援の輪プロジェクト」に参加しているが、こういった場が大切であると意識している。ただ、先日開催された全体会では、外国にルーツを持つ方や障がいのあることも、自治会・町会の立場からの参加者は見られなかった。区による運営上の限界があることは理解できるが、参加を呼び掛けるルートが限られている印象を受けるので、異なる所管課と協力すればより多様な方々・団体等に参加をお願いできるのではないかと。 | ・世代や文化、性別の違いを越えたつながりの重要性は、本計画の「地域共生社会のイメージ」でも表現しており、またP37においても、誰もが地域から孤立することなく、人とのつながりにより安心を得られ、自らが自然体で過ごす居場所づくりにも、取り組んでいく方向性を示しています。 ・「地域とつくる支援の輪プロジェクト」(P57 第3章施策6)の全体会では、地域団体等につながりのあることも・若者をはじめ、福祉分野だけにとどまらず、さまざまな地域団体、区関係部局・機関等にご参加いただき、ことも・若者の声を聞くとともに、意見交換を通じた顔の見える関係性づくりを行っています。 今後、多様な地域団体や区関係部局・機関、さまざまな立場のことも・若者等の参加を促すことにより、連携・協働の支えあいのネットワークを広げていくことができるよう、引き続き効果的な開催方法等を検討してまいります。 |

地域福祉計画パブリックコメントにおいて提出された意見の要旨と区の考え

| 意見番号 | 分類 | 意見の要旨 | 区の考え |
|------|---------------|--|--|
| 18 | 第3章 取組みの内容 | 基本目標2の施策4「多様な主体の参加の推進」について。人生100年時代となっていることを念頭に、高齢になっても役割をもってワークシェアしながら働ける場や、地域貢献に参画できる場を設置したり、設置している区民活動団体への支援をしたりしてほしい。そのためには「居場所」が必要であることは多くの区民にとって認識されていると思われる。ソーシャルファーム事業への東京都の助成を活用したり、建物等を持っている団体と協定を結んだりすれば、後押しとなるのではないかと。 | 今回の地域福祉計画でも「居場所」がキーワードのひとつになっており、行政が整備する居場所だけでなく、地域の方がつくる身近な居場所も大きな意味と役割があると考えております。このため、大田区社会福祉協議会と連携しながら、居場所の整備や運営を維持するために必要な支援ニーズを分析し、支援のあり方を検討していきます。 |
| 19 | 第3章 取組みの内容 | 支援が必要な困りごとがあっても相談に行かない・行けない方が、一歩踏み出して相談し、制度の利用につながるように、考え方を転換するための寄り添い型支援が必要だと考える。また、支援の必要性を感じる以前から制度に対して理解を深め、具体的な利用方法などを知っておく必要もある。他方で、隣近所の地縁関係が薄い現状で、誰が寄り添うのが問題である。例えば、現状の伴走型支援の担い手、地域福祉コーディネーターと民生委員児童委員との連携、介護事業所、配食サービス、医療マッサージ、商店街、銭湯、商業施設、警察・消防など、地域で区民と接点のある主体が寄り添いの役割を果たすことができるように、区役所のいずれかの部局が情報のハブ機能を持ち、個人情報の保護制限のなかで何らかの形で情報共有することが考えられる。 | お困りごとがあっても、必ずしも自ら相談に行けなかつたり、支援を求めてくるわけではないこともあり、必要なサービスに繋がらない課題があります。このため、別の切口からも相談につながるように入口の整備を検討していくことが重要だと考えます。個人情報保護の取扱いに十分に注意しながら、多様な機関・団体等と連携できる方法を検討していきます。 |
| 20 | 第3章 取組みの内容 | 最期まで自分らしく地域で過ごせるようにするために、例えば「介護技術」「介護保険制度活用」区民講座を様々な工夫を凝らして定期的に設定することで、介護離職を防ぎ、介護保険制度活用による重度化防止の後押しができ、区民参画の新しいサービスの創設につながる可能性がある。 | 区は地域包括支援センター等における個別相談や、地域イベント等の様々な機会を通じ、介護保険制度等の情報発信に努めています。また、区民団体と連携し、「仕事と介護の両立支援コーディネート事業」として、介護が必要になる前の区民や高齢者の親をもつ方、区内事業者を対象に、介護保険制度や介護に関わる必要な知識等のセミナーを実施しています。さらに、老人いこいの家・シニアステーションの介護予防事業に参加される方を対象に、介護予防の重要性を伝えるとともに、介護保険制度の普及啓発を行っています。引き続き、高齢者や、その子ども世代の方々、区の介護予防事業に参加される方等へ、介護保険制度の普及啓発に努めるとともに、区内事業者や団体、企業等と連携し、区民の介護予防・重度化防止に努めてまいります。 |
| 21 | 第3章 取組みの内容 | LGBTQ+への区民の理解促進のための講座開催や、当事者の居場所を作るような事業を検討いただきたい。 | LGBTQ+に関する施策につきましては、これまで、パンフレットの作成や配布等を通じて、LGBTQ+に関する啓発を進めてまいりました。今後も意識啓発を継続するとともに、事業等実施につきましては、社会情勢などを踏まえ、検討してまいります。 |
| 22 | 第3章 取組みの内容 | LGBTQ+に対する具体的な施策や取り組みがあると嬉しい。パートナーシップ制度を始めている自治体も増えており、ぜひ自治体が先導を切って取り組んでほしい。 | LGBTQ+に関する施策につきましては、これまで、パンフレットの作成や配布等を通じて、LGBTQ+に関する啓発を進めてまいりました。また、東京都パートナーシップ宣誓制度につきましては、区報やホームページ等での周知に加え、引き続き活用の可能性を検討してまいります。今後もLGBTQ+についての理解啓発を継続するとともに、事業等実施につきましては、社会情勢などを踏まえ、検討してまいります。 |
| 23 | 第3章 取組みの内容 | 基本目標1は、つながりだけでなく「優しさを感じられる」としてはどうか。基本目標3は、「安全」も加えてはどうか。 | ・人と人がつながりあうためには、他者への優しさ、思いやりの心があって成立するものであり、そのための施策3には、「誰もが優しくなれる社会の醸成」を掲げています。・区民の皆さんの安心した生活のためには、「安全」という視点も重要であると捉え、基本目標3の「安心」という言葉に含む意味合いとしています。 |

地域福祉計画パブリックコメントにおいて提出された意見の要旨と区の考え

| 意見番号 | 分類 | 意見の要旨 | 区の考え |
|------|--------------------------------|--|--|
| 24 | 第4章 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(第二期) | 公正証書を作成しても、項目から漏れている事項は「委任状が必要」と窓口で受け付けられないなど、本人がどのように変化していくのかを細かに予想して支援項目を立てなければ、後見制度をうまく活用できないことがある。高齢者がますます増えるなか、後見制度がきちんと活用できるよう推進するためには、制度を利用する生活が具体的にイメージできるような説明や周知を工夫していくことが求められる。制度を住民が使いこなせるような丁寧な情報提供、障がいのある方・外国語が母国語であるために日本語理解に不安がある方でもサービスが使えるような手続きの簡略化といった配慮が必要。 | 任意後見制度につきましては、施策1「権利擁護支援(成年後見制度等)の正しい理解と周知啓発」、施策2では「本人主体の意思決定支援の浸透」として、「任意後見制度の利用促進と適切な発効に向けた支援」に取り組むこととしています。任意後見制度についての正しい理解啓発を図るよう取り組んでまいります。障害のある方や外国人への手続きの簡略化につきましては、課題であると認識しておりますが、法律の改正等が必要となります。障害のある方や外国人等すべての区民の方へ、成年後見制度等の周知・理解啓発について必要であると考えております。制度の分かりやすい周知方法等について、大田区成年後見制度等利用促進協議会の委員と協議しながら検討してまいります。 |
| 25 | 第4章 大田区成年後見制度等利用促進基本計画(第二期) | 老いじたく推進事業について、生活を支える専門職であるケアマネジャーやその他の福祉職が連携した事業になっていないことに違和感がある。また、事業説明会を繰り返すだけでなく、考えるきっかけとなるイベントの開催なども検討してほしい。 | 老いじたく推進事業については、相続・遺言等に係る司法書士や弁護士等の専門職との連携を図り取り組んでおりますが、介護・医療等の福祉従事者との連携・協力が必要であるとと考えております。福祉従事者向けには、大田区福祉人材育成・交流センターと連携して、権利擁護支援に関する研修会の開催や、eラーニングコンテンツを作成し、老いじたく推進事業を含めた、成年後見制度等権利擁護支援に関するスキルを高められるよう取り組んでおります。今後も老いじたく推進事業については福祉従事者と協力して推進してまいります。 |
| 26 | 第5章 計画の推進に向けて | P.120の「計画の指標」について、表中の矢印が何を示しているかわかりにくい。 | ご指摘をふまえ、矢印の向きや着色により修正しました。(P120) |
| 27 | 計画全体 | 計画全体的に、文字量が多い印象を受けます。 | 計画策定にあたって、区民の皆さんに手に取って見ていただくことを意識し、イラストや体裁等を工夫して作成を行いました。計画として記載すべき内容が多く、結果として計画本文の文字量が多くなりました。今後作成予定の概要版については、文字量をできるだけ少なくするなど、読みやすくなるよう、工夫いたします。 |
| 28 | 計画全体 | 生活困窮者自立支援制度について、本計画に位置付けて計画的に取り組むとより効果的と考えられ、ごく簡単でも良いので触れるべきである。 | 生活困窮者自立支援法に基づき、区は、生活再建・就労サポートセンターJOBOTAを設置し、取組を進めており、本計画の第3章に記載しています(P65)。前期計画では生活困窮に関わる内容を重点的に示しましたが、本計画においては、生活困窮等の分野も含め、分野横断・包括的に受け止める体制が求められていると捉え、その点について重点的に掲載を行いました。なお、ご指摘を踏まえ、第1章2. 計画策定の背景に、生活困窮者自立支援制度等、生活困窮の視点について追記しました(P4)。 |
| 29 | 計画全体 | 「第二期東京都地域福祉支援計画(令和3年度～令和8年度)」に全く触れていないことに若干違和感がある(必要ないと判断したのであれば問題はない)。 | 東京都の計画は市区町村の地域福祉の推進を支援する立場として策定されたものとして、示されている内容について理解をした上で、本計画の策定を行いましたので、東京都の計画の内容については言及していません。 |
| 30 | 計画全体 | 誤字脱字等に関するご指摘・ご意見 | ご指摘をふまえ、修正を行いました。 |
| 31 | その他 | 生産年齢人口の減少や天然資源の枯渇により、単に経済効率を優先することに限らない地域の暮らしについての価値観を見つめなおす時代が来ていると考えている。その観点では、今ある社会資源に対する見直しや柔軟な運用について、現場に即して工夫を続けることが必要と考える。そのため、施策を企画立案・運用する区職員をはじめとする行政全体が、地域を深く理解し、様々な住民との間で立場を認め合いながら、これまでとは違う取り組みになるようアイデアを出し合うことが最も必要だと感じる。 | 現場に即した工夫を続けるための新しい試みを行う重要性について、ご意見をいただきありがとうございます。 |
| 32 | その他 | 事業をより効果的に行うための更なる実態調査を検討いただきたい(例えば単身世帯の貧困率、孤立感、男女別の傾向を分析し、対策を検討できるような調査) | 計画の推進にあたって、区民のみなさんの生活上の困りごと等、実態をしっかりと把握する上で、区民調査は重要であると認識しています。今後、実態調査を行う際は、調査及び分析方法についても研究いたします。さらに実際の個別の支援に携わる関係機関・団体との意見交換等の実施も検討し、現状の把握に努め、事業の効果的な実施につなげていきます。 |

地域福祉計画パブリックコメントにおいて提出された意見の要旨と区の考え

| 意見番号 | 分類 | 意見の要旨 | 区の考え |
|------|-----|---|---|
| 33 | その他 | 集いの場までいけない方が多いということもあるので、規模は小さくてももっといろいろなところに居場所となる場所があるとよい。また、移動のために同行する、移動のための手段が得られるようにするなどの対応があるとよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・孤独・孤立を防ぎ、支えあいの体制を進めていくうえで、区民にとって地域や人とのつながりを感じられる身近な居場所の整備が重要と考えております。このため、つどいの場やこども食堂などの居場所への支援やネットワークづくりを行う大田区社会福祉協議会と連携しながら、居場所の拡充に向けた支援の検討を進めてまいります。 ・区では、福祉有償運送等、様々な制度、事業を通して、移動支援を実施しております。今後は、これらの支援が必要としている方に届くよう、さらなる普及啓発に努めてまいります。 |
| 34 | その他 | 現役世代は地域活動の時間を作ることが難しく、一方で社会貢献したい元気高齢者は潜在的に多くいると考える。高齢者の生きがいづくり、高齢者の力を地域に活かすため、高齢者が主体となって運営する事業や高齢者団体のみが使用できる社会貢献事業助成金などを作るなど、元気高齢者が活躍できるような事業を作ってほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> 区では、シニアクラブへの運営費の補助等を通じ、ボランティア活動や健康の増進等、高齢者の社会参加と地域の活性化促進を支援しています。 また、高齢者にとって運動や社会参加しやすい介護予防の拠点となる通いの場の充実を図っています。 今後も、これらの事業推進を通して、高齢者が集う場の創出、拡充に努めてまいります。 なお、区には区民活動団体が取り組む公益性があり、広く社会貢献につながる事業に助成を行う、地域力応援基金助成事業もごさいます。 |